

沖縄県労働基準協会だより



主な内容

- 令和5年度通常総会を開催
(会長挨拶、沖縄労働局長ご祝辞、会長退任挨拶、理事役員名簿、支部運営委員名簿)
- 沖縄労働局から
 - ① 「令和5年度エイジフレンドリー補助金」のご案内
 - ② 労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう
 - ③ 事前調査は、令和5年10月1日着工工事から「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります!
 - ④ 令和5年労働災害・死亡災害発生状況(6月末現在)
 - ⑤ 自分らしい夏休みで素敵な体験をたくさんしよう。
- 講習会のご案内 (令和5年9月分)
- 新規加入事業場のご紹介 (令和5年6月16日～7月15日)



都会のオアシス

夏到来、街の中に突如現る、霧の噴水。ほっとひと息、生き返る様です。日没後はライトアップされて、幻想的な世界が見られます。
(撮影地 那覇新都心おもろまち
撮影者・写真提供:与儀 栄太郎氏)

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23
電話：098-868-2826
FAX：098-869-1714

発行人／会長 古波津 昇

定 価／1部 50円

(会員の購読料は会費の中に含む)

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

令和5年度 通常総会を開催しました。

～新会長に島袋清人氏((株)沖電工)を選任～

(一社)沖縄県労働基準協会は、去る6月29日(木)、沖縄ハーバービューホテルにおいて、令和5年度通常総会を出席者94名、書面議決368名、委任状715名、総数1,174名のもと開催しました。

古波津会長のあいさつにより開会し、第1号議案から第5号議案まで審議が進められ、審議の結果、全て原案通り決議承認されました。

第1号議案の令和4年度事業報告、決算報告及び会計監査報告においては、講習会は157回開催し、受講者数は7,525人で前年度より259人の増加となったが、経常増減額はマイナスの367万円となったこと等が報告されました。第3号議案の令和5年度事業計画及び収支予算(案)においては、会員のニーズに沿った講習計画を策定し、キャンセル待ちが多い講習については、臨時講習を開催して対応すること。沖縄労働局及び各労働基準監督署等の連携をより一層密にして今年度から新たに展開される「沖縄労働局第14次労働災害防止計画」の目標でもある「労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせる。」の達成に努める等の説明がありました。



第5号議案の役員改選については、理事20名(内新任8名)、監事2名(内新任1名)について決議承認され、会長(代表理事)を5期10年間務めた古波津昇氏が退任されることとなりました。また、與儀盛輝那覇支部長、安富辰也北部支部長、上里明通宮古支部長及び豊里友彦監事も退任されることとなりました。



理事会において、会長(代表理事)、副会長及び専務理事が選任決議され、島袋清人氏が新会長(代表理事)に就任することとなり、就任あいさつがありました。また、前会長の古波津昇氏を理事会の顧問とすることも決議されました。

議案審議終了後は、沖縄労働局長及び沖縄労働局幹部並びに那覇、沖縄及び名護労働基準監督署長にご来賓いただき、西川昌登沖縄労働局長からご祝辞をいただきました。

その後、感謝状贈呈式が執り行われ、理事を5期10年以上務めて退任される古波津昇氏及び上里明通氏に対して、島袋新会長より感謝状が授与されました。また、古波津昇氏からは、会長退任のご挨拶がありました。なお、所用により欠席された與儀盛輝氏及び豊里友彦氏に対しても後日感謝状を授与いたしました。

総会終了後は、3年ぶりに交流会が開催され、多数の会員及び行政関係者等が参加され、交流を深めました。

会長挨拶

令和5年度、一般社団法人沖縄県労働基準協会の通常総会にご出席いただき、ありがとうございます。

また、労働基準協会の業務運営につきまして、日頃から格別のご理解、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

本年の通常総会は、例年どおりの開催であります。議事終了後は、西川沖縄労働局長からご来賓挨拶をいただくこととしており、また、懇親会についても開催することとしております。

新型コロナウイルス感染症は、国内で初めて確認されてから3年が経過し、5月8日からは感染症法上の位置づけがインフルエンザと同じ5類感染症へと引き下げられ、社会経済活動の正常化に向けた動きが活発になってきており、県内経済も人手不足、資源・エネルギーの高騰等はあるものの、コロナ禍前に戻りつつあります。

沖縄県労働基準協会は、社団法人として昭和48年、1973年4月に法人認可され、公益法人改革に伴い平成24年、2012年に一般社団法人に移行しましたが、通算をしますと本年度で創立50周年となります。

この間、技能講習の修了者は約16万人、特別教育やその他の講習を含めると約20万人の方が労働基準協会の講習を受講修了しております。

またこの間、台風、コロナにより開催できなかった以外は、毎年、沖縄県産業安全衛生大会を開催してまいりました。

これも会員事業場の皆様、そして沖縄労働局をはじめ関係行政機関等のご理解、ご協力の賜物であり、改めて心から厚く感謝申し上げます。

私も、5期10年間、会長職を務めましたが、本総会をもって退任させていただくこととしております。

さて、沖縄県内の労働災害は、近年増加傾向にあり、昨年は新型コロナウイルス感染症を除いても過去最多を更新しております。

労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、減少させるためには、本年度を初年度として新たに展開されている「沖縄労働局第14次労働災害防止計画」に基づき、各事業場が労使一体となって、自発的に安全衛生対策に取り組み、アウト



プット指標を達成する必要があります。

沖縄県労働基準協会としては、会員事業場のニーズに沿った各種講習会等を開催するとともに、沖縄労働局及び各労働基準監督署等との連携を密にして、各事業場が自発的に安全衛生対策に取り組んで、沖縄県内の安全衛生水準が向上し、労働者が安全で安心して働ける労働環境づくりの実現の一助となるよう事業計画を策定し、取り組むこととております。

会員事業場の皆様には、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、議案審議の程よろしくお願い申し上げます、会長あいさつとさせていただきます。

沖縄労働局長ご祝辞

沖縄労働局長 西川 昌登

本日、ここに令和 5 年度の沖縄県労働基準協会通常総会が盛大に開催されましたこと、心よりお慶び申し上げます。

貴協会及び会員の皆様には、日頃より労働行政の円滑な運営につきまして、多大な御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、貴協会の設立から今年で 50 周年を迎えられましたことを、心よりお祝い申し上げます。

さて、沖縄では、観光客の回復により、経済活動が活発化しております。雇用情勢は、昨年 8 月以降、有効求人倍率が 1 倍を超えるなど改善が続き、人材確保が喫緊の課題となっております。

こうしたなか、求職者はこれまで以上に賃金などの求人条件に関心を持っております。

そのため、人材確保には、これまで以上に各企業の生産性向上による賃上げはもとより働き方改革による労働環境の改善が不可欠となっております。

働き方改革の中でも、時間外労働の上限規制については、既に適用している多くの職場で遵守して頂くことはもとより、来年 4 月から適用となる自動車運転者、建設業、医師、砂糖製造業の職場では、適用に向けて準備を整えて頂く必要がございます。

労働局では、時間外労働の上限規制への対応をはじめ働き方改革の各種相談に応じる、働き方改革推進センターを設置しております。相談に加え、各種助成金もご用意しておりますので、それらを積極的にご活用頂き、対応に遺漏なきよう、お願い申し上げます。

また、県内の労働災害による死傷者数は、昨年、過去最多となりました。定期健康診断における有所見率も、全国でも高い水準が続いております。

労働局では、労働災害の減少に向けて、転倒災害の防止、高齢者の労働災害防止、「うちな一健康経営宣言」登録数の拡大などに取り組んで参ります。

特に、労働災害防止の中でも、熱中症予防対策は、屋外・屋内を問わず、全ての職場で取り組んでいただく必要があります。また、本年 10 月着工の工事から、建築物等の解体・改修工事を行う職場では、石綿含有の有無について、有資格者による事前調査が必要となります。

事業者や労働者が、共に働きやすい、安全で安心な職場環境の整備は、人材確保・人材の定着にもつながる重要な経営課題でございます。貴協会及び会員の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

最後になりますが、島袋新会長をはじめ新役員の皆様の下、貴協会がますますご発展されますこと、また、会員の皆様の御健勝と御発展を心より祈念いたしまして、私からの祝辞とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。



会長退任ご挨拶

古波津 昇

ちょうど 10 年前私が 50 歳になった翌年、公益法人改革の対策をされた私の前任の会長 呉屋守将氏から会長職を引き継ぎ、理事やスタッフの皆様並びに各防災団体そして沖縄労働局の皆様のおかげにより、どうにか 10 年間勤めあげることができました。心から感謝申し上げます。

至らない点も多々あったと思いますが、次世代につなぐ為 10 年間走ってきました。

後任の島袋清人会長については他の団体で 8 年間一緒に活動し、その手腕、アイデア、行動力には目を見張るものがあります。

私に頂いた御支援同様に島袋会長を支えていただきたいと思います。宜しくお願いします。

今後は顧問という職をいただきましたので、必要に応じてお手伝いする所存です。

感謝



理事役員名簿

任期 自 令和5年 6月29日
至 令和7年度 総会終結

役員名	氏名	所属事業場名	役職名	新再 支部別
代表理事(会長)	島袋清人	株式会社 沖電工	代表取締役社長	新
理事(副会長)	仲西聰	株式会社 大城組	代表取締役社長	再 那覇支部
理事(副会長)	金城稔	光電気工事 株式会社	代表取締役会長	再・中部支部
理事(副会長)	樽岡誠	オリオンビール(株) 名護工場	執行役員生産本部工場長	再 北部支部
理事(副会長)	渡真利勝	株式会社 ミヤコン	取締役副社長	再 宮古支部
理事(副会長)	宮良博文	有限会社 八重山熱工業	代表取締役	再・八重山支部
理事	新垣勇	沖繩コカ・コーラボトリング(株)	執行役員人事総務部長	再・八重山支部
理事	川満秀昭	沖繩電力 株式会社	執行役員	新 那覇支部
理事	伊集朝章	東洋コンクリート 株式会社	代表取締役社長	新 那覇支部
理事	上地千登勢	金秀建設 株式会社	代表取締役社長	新 那覇支部
理事	手登根明	株式会社 富士建設	代表取締役	再・中部支部
理事	柴引健	東洋電気工事 株式会社	代表取締役	再 中部支部
理事	宜本徹	鉄鋼処理産業 株式会社	代表取締役	新 中部支部
理事	新里勝則	株式会社 北勝建設	代表取締役	再・北部支部
理事	宮城広昭	琉球セメント(株) 屋部工場	取締役工場長	新・北部支部
理事	砂川恵映	宮古港運 株式会社	代表取締役社長	再・宮古支部
理事	与那城敏	株式会社 南西建設	代表取締役社長	新 宮古支部
理事	米盛博明	株式会社 米盛建設工業	代表取締役社長	再・八重山支部
理事	新川正人	八重山港運 株式会社	代表取締役社長	新 八重山支部
理事(専務理事)	佐和田正二	(一社) 沖繩県労働基準協会	専務理事兼事務局長	再
監事	多嘉良尚子	株式会社 琉球銀行	人事部長	再
監事	平良昭	株式会社 石川酒造場	代表取締役社長	新
顧問	古波津昇	拓南製鐵 株式会社	代表取締役会長	

(敬称略 順不同)

支部運営委員名簿

役員名	氏名	所属事業場名	役職名	役員名	氏名	所属事業場名	役職名
那覇支部				中部支部			
支部長	仲西聰	株式会社大城組	代表取締役社長	支部長	金城稔	光電気工事株式会社	代表取締役会長
副支部長	川満秀昭	沖繩電力株式会社	執行役員	副支部長	手登根明	株式会社富士建設	代表取締役社長
副支部長	上地千登勢	金秀建設株式会社	代表取締役社長	副支部長	宜本徹	鉄鋼処理産業株式会社	代表取締役
運営委員	新垣勇	沖繩コカ・コーラボトリング株式会社	執行役員 人事総務部 部長	運営委員	柴引健	東洋電気工事株式会社	代表取締役社長
運営委員	伊集朝章	東洋コンクリート株式会社	代表取締役社長	運営委員	原恵子	株式会社丸政工務店	代表取締役
運営委員	大城盛和	リウコン株式会社	専務取締役	運営委員	富名腰成	株式会社仲本工業	総務経理部安全衛生推進室 室長
運営委員	吉田和彦	沖繩港運株式会社	専務取締役	運営委員	平敷聡	株式会社おきさん	専務取締役
運営委員	眞喜志大	株式会社沖繩銀行	人事部長	運営委員	阿石嘉	昭和製紙株式会社	取締役工場長
運営委員	又吉和司	株式会社沖電工	常務取締役	運営委員	石川裕	有限会社国吉組	代表取締役
運営委員	白井和美	一般社団法人那覇市医師会	理事	運営委員	石川昌	沖繩電力株式会社 送配電本部 うるま支店	支店長
運営委員	島田勉	大同火災海上保険株式会社	執行役員 経営企画部長	運営委員	新垣昌	沖繩電機工業株式会社	代表取締役社長
運営委員	宮里正吉	一般社団法人 沖繩県自動車整備振興会	専務理事	運営委員	具志堅正	株式会社ぐしけん	代表取締役社長
運営委員	宮名護綾子	有限会社沖海工	代表取締役社長	運営委員	津波克	光南建設株式会社	代表取締役
運営委員	糸数昌兼	興南施設管理株式会社	取締役専務	運営委員	津波克	株式会社開邦工業	代表取締役
運営委員	津波直次	株式会社オカノ	常務取締役	運営委員	将玉寄	大和コンクリート工業株式会社	代表取締役社長
運営委員	長濱充剛	拓南本社株式会社	執行役員 安全統括室長	運営委員	比嘉成	宜野湾ガス株式会社	常務執行役員
運営委員	松浦快	糸満工業団地協同組合	理事長	運営委員	小桑江	中城湾港運株式会社	代表取締役社長
北部支部				宮古支部			
支部長	樽岡誠	オリオンビール(株) 名護工場	執行役員 生産本部長 工場長	支部長	渡真利勝	株式会社 ミヤコン	取締役副社長
副支部長	宮城広昭	琉球セメント(株) 屋部工場	取締役工場長	副支部長	砂川恵映	宮古港運 株式会社	代表取締役社長
副支部長	新里勝則	(株) 北勝建設	代表取締役社長	副支部長	与那城敏	株式会社 南西建設	代表取締役社長
運営委員	崎原清	北部港運(株)	代表取締役	運営委員	友利寛	先嶋建設 株式会社	代表取締役副社長
運営委員	仲泊栄次	(株) 東開発	代表取締役	運営委員	砂川勝	平良港運 株式会社	代表取締役社長
運営委員	運天健	(株) 丸金交通	代表取締役	運営委員	友利勝	有限会社 勝工業	取締役会長
運営委員	岸本将	羽柴工業(株)	代表取締役	運営委員	友利敏	株式会社 湧水整備	取締役
運営委員	宮城勝	(株) 沖坤	代表取締役社長	運営委員	下地嶺	共和産業 株式会社	取締役 常務
運営委員	伊松勇	沖繩電力(株) 名護支店	支店長	運営委員	砂川鐵	株式会社 大木建設	執行役員 副社長
運営委員	名嘉康	(株) 屋部土建	代表取締役副社長	運営委員	国仲政	下地島空港施設 株式会社	代表取締役社長
運営委員	宮城信	国頭村森林組合	代表理事組合長	運営委員	小坂功	宮古製糖 株式会社	常務取締役兼多良間工場長
運営委員	稲嶺盛	(公社) 北部地区医師会	事務局長	八重山支部			
運営委員	永城浩	琉球製糖(株)	代表取締役社長	支部長	宮良博文	有限会社 八重山熱工業	代表取締役
運営委員	金城仁	(株) 琉球銀行 名護支店	支店長	副支部長	米盛明	株式会社 米盛建設工業	代表取締役
運営委員	渡邊幸弘	(株) 伊藤園 沖繩名護工場	第三製造部長	副支部長	新川正	八重山港運 株式会社	代表取締役
運営委員	照屋和正	(株) 沖繩環境開発センター	取締役統括部長	運営委員	前木繁	株式会社 前木組	代表取締役
運営委員	高良和正	琉球生コン(株)	代表取締役	運営委員	兼盛博	石垣生コンクリート工業 株式会社	代表取締役社長
運営委員	中村英一郎	(株) カマチャベイリゾート	専務取締役 総務部長	運営委員	座喜味盛	有限会社 八重泉酒造	会長
運営委員	儀保広勝	沖繩県農業協同組合 伊江支店	製糖課 課長	運営委員	西村剛	石垣島製糖 株式会社	代表取締役
運営委員	伊礼有正	沖繩県農業協同組合 伊平屋支店	農務管理課長	運営委員	内間康	宮平製糖 株式会社	専務取締役
運営委員	潮平安樹	沖繩県農業協同組合 伊是名支店	代表取締役	運営委員	狩俣治	株式会社 紫電舎	専務取締役
運営委員	松田侑	(株) ヤマナミエンジヤリング	代表取締役	運営委員	石川尚	株式会社沖繩ダイケン 八重山支店	支店長
運営委員	仲村司	(株) 山浩商事	会社員	運営委員	松原栄	東運輸 株式会社	代表取締役社長
(敬称略 順不同)				運営委員	仲底洋	沖繩電力株式会社 離島カンパニー八重山支店	支店長 離島発電部部長
				運営委員	東小弘	八重山興業 株式会社	代表取締役
				運営委員	中上良	石垣港運 株式会社	代表取締役社長
				運営委員	中上敦	八重山産産 株式会社	代表取締役
				運営委員	高那真	株式会社 りゅうせき 八重山支店	統括支店長
				運営委員		美崎運輸 株式会社	代表取締役社長



中小企業事業者の皆さまへ

令和 5 年度 (2023 年度) 版

「令和 5 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

「令和 5 年度エイジフレンドリー補助金」は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」といいます。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢労働者の労働災害が増えています。
- 「**高齢労働者の労働災害防止コース**」では、高齢労働者が安全に働けるよう、高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。
- 「**コラボヘルスコース**」では、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。
- 高齢労働者の労働災害防止、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和 5 年 6 月 12 日～令和 5 年 10 月末日

対象事業者	高齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者(※1) (3) 高齢労働者(60歳以上) を常時1名以上雇用し、対象の高齢労働者が対象を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者(※1) (3) 労働者を常時1名以上雇用している { 高齢労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象です。 }
補助対象	高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費(機器の購入、工事の施工等)	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1/2	3/4
上限額	100万円 (消費税を除く)	30万円 (消費税を除く)

※2コース併せての上限額は**100万円**です。
 ※2コース併せた申請の場合は、必ず**2コース同時に申請**してください。
(月を差して別々の申請はできません)
 ※この補助金は、**事業規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定**します。
全ての申請者に交付されるものではありません。

(※1) 中小企業事業者の範囲

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額	
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 労働者数または資本金等のいづれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。

厚生労働省、都道府県労働局・労働基準監督署
 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

高齢労働者の労働災害防止コース

■ 高齢労働者(60歳以上)の労働災害の防止のための取組に要する費用を補助対象とします。

- 1 転倒・墜落災害防止対策に関する費用
- 2 重荷物取扱いや介護作業における労働災害防止対策に関する費用
- 3 暑熱環境による労働災害防止対策に関する費用
- 4 その他の高齢労働者の労働災害防止対策に関する費用

● 具体的に次のような対策が対象となります ●

1 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業床や通路のつまずき防止対策(作業床や通路の段差解消)(※)
- ◆ 作業床や通路の滑り防止対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーンク等の導入、凍結防止装置の導入)
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ トラック荷台等の昇降設備の導入
- ◆ 高所作業台の導入(直立式は含まず。床面から2m未満の物)
- ◆ 階段への手すりの設置(※)
- ◆ 身体機能のチェックや運動指導の実施
- ◆ 法令違反状態の解消を図るものではないこと

★ 転倒災害防止のポイントは、**厚生労働省HP**をご確認ください。
 労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう
 (URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



2 重荷物取扱いや介護作業における労働災害防止対策

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重荷物搬送機器・リフト(乗用タイプは含まず)
- ◆ 重荷物作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移送介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施
- ◆ 重荷物取扱いや介護作業における労働災害防止のための運動指導の実施



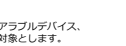
3 暑熱環境による労働災害防止対策

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、送風の設置
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入



4 その他の高齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入



※労働者個人ごとに費用が生じる対策(運動指導、体温を下げるための機能のある服、ウェアラブルデバイス、パワーアシストスーツ等)については、対象にかかわる高齢労働者の人数に限り補助対象とします。

対象となる対策の具体例、補助の対象とならないものについては、エイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ内にあるQ&Aにまとめています。

申請前に必ずご確認ください。

エイジフレンドリー補助金事務センターHP: <https://www.jashcon-age.or.jp>

【財産を処分する場合の承認申請(必要な場合に手続きしてください)】

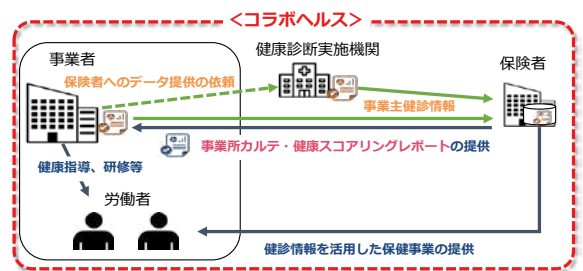
補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡、または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

★注: 申請内容確認のため、コンサルタント会が現地調査することがあります。

コラボヘルスコース

コラボヘルスってなに?

医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行することです。



★労働者の健康保持増進のための次の取組に要する費用を補助対象とします★

【事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提となります】

- ◆ 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等(オンライン開催、eラーニングなども含む)
- ◆ 栄養師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの
- ◆ 事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によるコラボヘルスを実施するための健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入
- ◆ 栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置(健康診断、歯科検診、体力チェックの費用は除く)

事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用について

- 事業所カルテ・健康スコアリングレポートにより、各保険者の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全体平均や業種平均と比較したデータの見える化**が可能になります。
- 従業員等の健康状況について、現状認識を踏まえた具体的なアクションの検討にご活用ください。
- 事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながります。保険者への健康診断結果の提供にご協力ください。

申請方法

- ① 補助金交付申請(中小企業事業者)
 - 事務センターHPから「申請関係書類」をダウンロードしてください
 - 「注意事項」「提出書類」「貸付シエク表」を確認の上、全ての書類を揃えて送付してください(※消印、発送日がわかる方法で送付してください)
- ② 審査～交付決定(事務センター)
 - 申請書類は毎月末に取りまとめ、翌月に全ての書類を審査します
 - 審査結果は、審査した月の月末から翌月初旬まで、以下の方法でお知らせします
 - ・ 交付を決定した案件⇒申請代表者宛に「交付決定通知書」等を郵送します
 - ・ 不採択になった案件⇒申請担当者宛にメールにより通知します
- ③ 対策の実施・費用の支払い(中小企業事業者)
 - 交付決定通知書を受領したのち、対策を実施し、費用を支払ってください(交付決定通知書が到着したらできるだけ早く早く対策を実施すること)
 - ※ 交付決定日以前の発注、購入、施工等は、補助金の支払いが認められません
- ④ 実績報告書及び精算請求書提出(中小企業事業者)
 - 対策が終了し、費用の支払いが完了したのち「実績報告書及び精算請求書」を含む必要書類を全て送付してください
 - ※ 「交付決定通知書」郵送時に同封される「請求に必要な提出資料一覧表」を確認の上、全ての書類を揃えてください
- ⑤ 補助金の交付(事務センター)
 - 事業者より提出された「実績報告書及び精算請求書」を確認の上、確定通知書を郵送し、補助金を指定口座へ振り込みます

- 申請に当たっての注意事項
- ◆ この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
 - ◆ 偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や交付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。
 - ◆ 交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中に異なる対策での申請が可能です。ただし、9月及び10月申請分は除きます。

この補助金についてのお問合せは

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」まで
 (エイジフレンドリー補助金事務センターHP <https://www.jashcon-age.or.jp>)

受付時間: 平日 10:00~12:00 / 13:00~16:00 (土日祝休み)
 (8月8日~8月15日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く)

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター

申請に関する書類は「申請担当」宛に、支払に関する書類は「支払担当」宛にお送りください。
 郵便物は郵送または電話でのみ受付となります(メールでの申請はできません)。
 消印が確認できない領金別納、領金換納や発送日が確認できない方法で送付しないでください。
 ◆支払関係資料の提出の最終締切日は令和6年1月31日(当日消印有効)です◆

申請、支払に関するお問合せは電話でのみ受付しています

<p>「申請担当」 電話: 03-6381-7507 FAX: 03-6381-7508 追加資料送付専用メールアドレス af-hojoyomucenter@jashcon.or.jp</p>	<p>「支払担当」 電話: 03-6809-4085 FAX: 03-6809-4086 追加資料送付専用メールアドレス af-shihara@jashcon.or.jp</p>
--	---

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加しています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

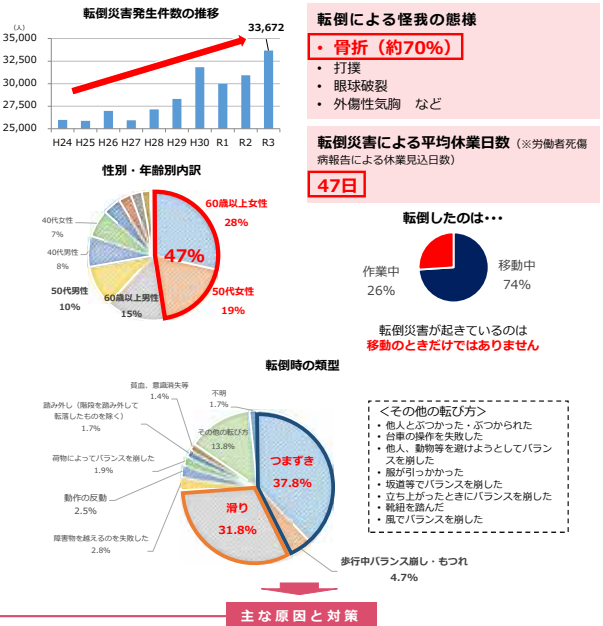
「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラムの導入 (★)
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
▶ バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
▶ 敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
▶ 適切な通路の設定
▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
▶ 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
▶ 引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
▶ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
 - 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
▶ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)
 - 水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)
▶ 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)
▶ 防滑床材、防滑グレーディング等の導入、摩擦している場合は再施工 (★)
▶ 隣接エリアまで濡れないよう処置
 - 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
- (★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→ 「転びの予防 体力チェック」「口コチェック」をご覧ください
 - 特に女性には加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→ 対象者に市町村が実施する「有骨症検査」を受診させましょう
 - 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」(内閣府ウェブサイト)
- 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R5)

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、工事の規模にかかわらずすべての工事が対象です

事前調査結果の報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、パソコン・スマホから24時間報告できます (※)

工事対象となるすべての範囲は、石綿が含まれているか事前に調査を行う必要があります

一定規模以上の工事は、施工業者 (元請事業者) が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要があります (※)

事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります！

- ※ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ※ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ※ 一戸建て等石綿含有建材調査者 (一戸建て住宅、共同住宅は住戸の内部に限定)
- ※ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です (石綿が無い場合も報告が必要です)。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体 改修 (※1)	解体部分の床面積の合計が80㎡以上 請負金額が税込100万円以上
特定の工作物 (※3)	解体・改修 (※2)	請負金額が税込100万円以上

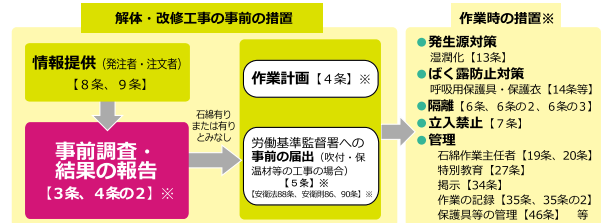
※1 建築物の改修工事は、建築物に既存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種改修工事、設備の設置、塗装や外装修繕等によって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研削・穿孔 (穴開け) 等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種改修工事や設備の設置、塗装や外装修繕等によって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研削・穿孔 (穴開け) 等を伴うものを含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです (なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です)。
 ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、焼炉 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
 ・ 配管設備 (建築物に設ける給排水・暖気・換気・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
 ・ 排煙設備 (建築物に設けるための設備を除く)
 ・ 発電設備 (太陽光発電設備、風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備 (ケーブルを含む)
 ・ トンネルの天井板、遮音壁、軽量土保護パネル
 ・ プラントホームの上屋、鉄道の駅の下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合 (または有りとなす場合は)、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行うことで、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、全文は石綿障害予防規則を参照してください。 ※は罰則規定のあるものも、建築物の解体等に際する石綿ばく露防止対策等に関する法令としては、労働安全衛生法以外には、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

各種お手続きについて

石綿事前調査結果報告システムの操作方法について

G2SiDについて

石綿事前調査結果報告システムを利用する場合は、事前に「利用マニュアル」をダウンロードし、お申し込みを完了してください。

G2SiD (G2SiD) に関するお問い合わせは、G2SiDのヘルプデスクまでお問い合わせください。

令和5年業種別署別労働災害発生状況 (6月末累計)

沖縄労働局

業種	令和5年(6月末累計)						令和4年(6月末累計)						局計対令和4年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製造業	37	(1) 31	5	1	1	(1) 75	33	49	9	3	9	103	▽ 28	▽ 27.2
食料品製造業	22	18	5			45	19	20	7		5	51	▽ 6	▽ 11.8
鉱業						0						0	0	-
建設業	38	(3) 35	3	2	6	(3) 84	43	29	16	5	4	97	▽ 13	▽ 13.4
土木工事業	7	5	1	1	3	17	6	3	3	3	1	16	1	6.3
建築工事業	21	(2) 26	2	1	2	(2) 52	36	23	10	1	3	73	▽ 21	▽ 28.8
交通運輸事業	9	2			1	12	7	1			1	9	3	33.3
陸上貨物運送事業	16	6		(1) 2	1	(1) 25	22	6		1		29	▽ 4	▽ 13.8
港湾荷役業	2		1		1	4			1	1		2	2	100.0
林業	1			1		2						0	2	-
農業、畜産・水産業	4	1	1		3	9	4	1	5	1	1	12	▽ 3	▽ 25.0
第三次産業(運輸を除く)	289	165	62	19	33	568	(1) 290	222	53	17	21	(1) 603	▽ 35	▽ 5.8
商業	51	34		2	4	91	43	30	2	1	2	78	13	16.7
小売業	27	30		2	2	61	23	23	1	1	2	50	11	22.0
接客娯楽業	22	21	9	5	7	64	17	14	4	4	7	46	18	39.1
旅館・ホテル	7	7	4	3	3	24	1	4	1	2	3	11	13	118.2
飲食店	10	10	2		3	25	9	9	2	2	3	25	0	0.0
保健衛生業	151	85	45	1	15	297	187	143	41	3	11	385	▽ 88	▽ 22.9
社会福祉施設	47	37	10		15	109	81	110	41	3	5	240	▽ 131	▽ 54.6
ビルメンテナンス業	17	3	2	7	3	32	14	10	3	2		29	3	10.3
その他の業種	48	22	6	4	4	84	(1) 29	25	3	7	1	(1) 65	19	29.2
全産業	(0) 396	(4) 240	(0) 72	(1) 25	(0) 46	(5) 779	(1) 399	(0) 308	(0) 84	(0) 28	(0) 36	(1) 855	▽ 76	▽ 8.9

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
 2. 被災者数の枠の左側()は死亡者数で内数。
 3. 「▽」は減少を示す。
 4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
 5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
 6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(とら)を除く、公営、その他の事業を示す。

令和5年死亡災害発生状況 (6月末累計)

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数(規模別)	発生状況
1	沖縄	はさまれ・巻き込まれ	建築物、構築物	機械器具設置工事業	1月上旬	30歳台	1~9	機械式駐車場の設置工事において昇降モーターの駆動チェーンの調整作業を行っていたところ、駆動チェーンが歯車から外れバレットが落下し、歩廊にまたがって別作業をおこなっていた被災者が挟まれたもの。
2	沖縄	崩壊・倒壊	移動式クレーン	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1月下旬	50歳台	1~9	移動式クレーン(トラック積載型クレーン)を使用してつり上げ作業を行っていたところ、移動式クレーンの旋回部の根元部分が破断したことによりジブが倒壊し、被災者を直撃したものの。
3	沖縄	激突され	解体用機械	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	2月中旬	20歳台	1~9	解体用ニブラを装着した車両系建設機械で、スリングを通した足場板をニブラに引っかけて吊り上げ、積載型トラッククレーンに荷卸しようとしていたところ、車両系建設機械が転倒し、機械とトラックとの間に被災者がはさまれたもの。
4	宮古	はさまれ・巻き込まれ	フォークリフト	一般港湾運送業	6月下旬	60歳台以上	30~49	フォークリフトを使用してトレーラーからコンテナの荷卸し作業を行っていたところ、フォークリフトの後方にいた労働者が、後進したフォークリフトに巻き込まれて被災したものの。
5	沖縄	崩壊・倒壊	石、砂、砂利	その他の土石製品製造業	6月下旬	40歳台	1~9	被災者が鉄製アンクルに立てかけられた石版(重量約300kg/枚)を重機により持ち上げるため、吊り上げ用クランプを固定する作業の際、鉄製アンクルが破損し、石版約35枚が被災者の上に倒れ、はさまれたもの。

*労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。



Refresh!
 もっと自分らしい
 働き方
 休み方

自分らしい夏休みで
 素敵な体験をたくさんしよう。

■「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
 ●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を採用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 経済産業省 | 労働基準監督署
 東京都 労働基準監督署 | 東京都 | <https://www.horiba-white.com/>

図書名「知れば安心 知れば納得 - 労基の話 - <新刊>

書誌情報 本書は、元労働基準監督官達が協力して執筆した、今までになかったタイプの労基の解説本であり、<読みやすく、分かりやすく、ちょっとだけ専門的で、真摯な経営者に寄り添う>そんなコンセプトで、中小企業の経営者向けに、労基との上手につき合うコツのヒントと労働時間管理の肝を解説しています。

- 本書の具体的な特色は、以下のとおりです。**
- ①「社長さんへの独り言」へ答える形式での親しみやすい構成
 - ②少し専門的な情報は「もう少し詳しく」で解説する構成
 - ③基礎的な知識は「ここから始まる<基礎知識>」でコンパクトに解説する構成
 - ④一般の解説本にはない知識やノウハウも掲載
 - ⑤付録として以下の情報をネットから閲覧可能
 - ・労基を知ろうカレンダー 2023
 - ・労働時間関係通達一インターネット検索版
 - ⑥「シーズンI 労基を知ろう」「シーズンII 労働時間を知ろう」の2テーマで構成

出版 (公社) 全国労働基準関係団体連合会
 発行日 令和 5 年 4 月 15 日 A5 判・132 頁
 定 価 1,540 円 (本体 1,400 円)

※購入希望者は、各支部で申し込んでください。



「今までなかったタイプの労基の解説本」

知れば安心 知れば納得
 - 労基の話 -

シーズンI 労基を知ろう
 シーズンII 労働時間を知ろう

「労基」を知ろうカレンダー 2023
 「労働時間関係通達一インターネット検索版」

元労働基準監督官 3 名が、現場と上手につき合うコツのヒントと労働時間管理の肝を解説します

5 月 15 日 発行 | 東京都 | 労働基準監督署 | 東京都 | <https://www.horiba-white.com/>



講習会のご案内 (令和 5 年 9 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています
各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元
バーコードからも
ご確認頂けます。

項目	講習名	実施日・実施会場	受講料等 (テキスト代込み)	
事業部 (教習センター) ☎ (098) 979-7897 ☎ 979-9975	フルハーネス型墜落 制止用器具特別教育	9/1(金) 学 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) 実 教習センター(うるま市州崎)	会 員 9,090 円 非会員 12,390 円	
	第一種衛生管理者免許試験 準備講習	9/4(月)~6(水) うるマルシェ2階(うるま市前原)	会 員 20,240 円 非会員 26,840 円	
	潜水士免許試験準備講習	9/4(月)~6(水) 沖縄建設労働者研修福祉センター3階(浦添市牧港)	会 員 18,700 円 非会員 20,900 円	
	ガス溶接技能講習	学 9/7(木)~9(土) うるマルシェ2階会議室(うるま市前原) 実 美栄工科高校 機械システム科溶接実習室 (沖縄市越來)	12,280 円	
	那 覇 支 部 ☎ (098) 868-2831 ☎ 869-1714	フォークリフト運転技能講習	学 9/11(月) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) 実 A班 9/12(火)~15(金)、 B班 9/19(火)~22(金) 教習センター(うるま市州崎)	46,650 円
	中 部 支 部 ☎ (098) 937-0162 ☎ 937-0163	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	学 9/12(火)~13(水) 実 A班9/14(木)、B班15(金) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬)	17,010 円
	石綿作業主任者技能講習 (臨時)	9/19(火)~20(水) うるマルシェ2階(うるま市前原)	13,380 円	
小型移動式クレーン運転 技能講習	学 9/25(月)~26(火) うるマルシェ2階(うるま市前原) 実 A班9/27(水)、B班28(木)、C班29(金) 教習センター(うるま市州崎)	二科目免除 23,705 円 一科目免除 25,705 円 免除無 27,705 円		
北 部 支 部 ☎ (0980) 54-4700 ☎ 52-7004	職長教育・ 安全衛生責任者教育	9/19(火)~20(水) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	会 員 16,350 円 職長のみ 14,080 円 非会員 21,850 円 職長のみ 19,580 円	
	安全衛生推進者養成講習	9/21(木)~22(金) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	13,930 円	
宮 古 支 部 ☎ (0980) 73-1455 ☎ 73-6511	フルハーネス型墜落 制止用器具特別教育	9/15(金) 学 平良港ターミナルビル 研修室 実 先嶋建設(株)多目的広場	会 員 9,090 円 非会員 12,390 円	
	フォークリフト運転 技能講習	9/25(月)~29(金) 学 宮古建設会館 2階ホール 実 先嶋建設(株)多目的広場	46,650 円	
八 重 山 支 部 ☎ (0980) 88-5355 ☎ 88-5360	特定化学物質・四アルキル 鉛等作業主任者技能講習	9/13(水)~14(木) 石垣市健康福祉センター 2F視聴覚室	13,380 円	
	フォークリフト運転 技能講習	9/25(月)~29(金) 学 石垣市健康福祉センター 2F視聴覚室 実 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地	46,650 円	

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。
・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。



新規加入事業場のご紹介(6月16日~7月15日) ※次の理事会にて承認予定		
協会支部名	事業場名	所在地
那 覇 支 部	山 城 内 装	浦添市大平3-8-20-205